

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【人口構造】

令和7年（2025）年2月1日現在、人口148,127人の多摩市は、高度経済成長期におけるニュータウン開発により発展をしてきたベッドタウンであり、都市基盤の急速な整備に伴い人口も大幅に増加してきた。しかし、令和2（2020）年以降、人口減に転じている。

今後の人口推移については、令和47（2065）年の総人口で現時点より約20%減少の113,232人を見込んでいる。主な要因としては、本市の合計特殊出生率が全国平均を大きく下回っていることや多摩ニュータウン開発期に増加した世代（当時20～40歳代が中心）の急速な高齢化ためである。令和47（2065）年には、生産年齢人口（15～54歳）は50%まで低下し、老年人口（65歳以上）は38%まで上昇すると見込まれており、今後40年で大幅に上昇する見込みである。

【産業構造】

令和3（2021）年の産業別の構成を見ると、「卸売業、小売業」の割合が23.8%と、全産業の中で最も高くなっている。従業者数の産業別の構成を見ても「卸売業、小売業」が19.3%と最も高く、多摩市は商業の存在感が大きいまちといえる。

また、多摩市内の事業所の経済活動によって生み出された価値の総額（純付加価値額）は令和2（2020）年で298,321万円と、都内26市中8番目に高い額となっている。業種ごとの純付加価値額では、「教育、学習支援業」や「卸売業、小売業」、「情報通信業」などで高くなっている。また、1事業所当たりの純付加価値額では、「運輸業、郵便業」や「教育、学習支援業」などで高くなっている。

一方で、施設の老朽化など様々な課題に対する経営判断により、多摩センターなどの拠点地区も含めて事業者が撤退する状況もみられ、市内事業所数については減少傾向にある。また、デジタル技術の発展などから、事業者においてもDXの推進が不可欠となっているが、中小企業等においては取組みがなかなか進んでいない状況が見られる。加えて、人口減少時代の到来や若年者の雇用問題等の社会情勢を踏まえると、人材の確保についても課題となっている。

これを踏まえ本市では、「第六次多摩市総合計画」及び第六次多摩市総合計画を上位計画とした産業振興分野における個別計画「多摩市産業振興マスタープラン」を策定し、産業振興による地域経済の活性化の推進を目標として、中小企業への支援及び円滑な事業継承や企業誘致の推進等に取り組んでいる。

（出典：経済センサス、RE S A S、第六次多摩市総合計画、多摩市産業振興マスタープラン）

(2) 目標

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画を導入し、市全体の地域産業の活性化を図る。

市内事業者には本制度を広く周知し、基本計画期間内に3件以上の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものを言う。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内中小企業の多くが人材確保、定着支援、事業継承等の課題を抱えており、経営基盤の安定化を図る必要がある。したがって、導入促進基本計画において定める先端設備等の種類については、本市の地域産業全体の労働生産性向上を実現する観点から、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

市内中小企業の多くが人材確保、定着支援、事業継承等の課題を抱えており、経営基盤の安定化を図る必要がある。したがって、本市の地域産業全体の労働生産性向上を実現する観点から、対象となる区域は多摩市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

市内中小企業の多くが人材確保、定着支援、事業継承等の課題を抱えており、経営基盤の安定化を図る必要がある。したがって、本市の地域産業全体の労働生産性向上を実現する観点から、全ての業種及び全ての事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

中小企業等経営強化法に基づき、計画期間は国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

下記事項に該当する場合は、対象外とする。

- (ア) 人員削減を目的とした取組みである場合
- (イ) 公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められる場合
- (ウ) 市税を滞納している者

その他

(ア) 先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況等について、調査等を実施する
場合がある。